



## 質問

平成 24 年 4 月に水道法施行規則の一部が改正されましたが、マンション標準管理委託契約書の別表 4 の「専用水道」の設備管理業務をマンション管理者が行うことは問題ありませんか。

(相談概要)

水道法施行規則の一部改正が施行されましたが、その内容として「専用水道の水道事業者が水質検査を水質検査機関に委託する場合は、書面により直接契約を締結する。」と定められています。この定めであれば、マンション標準管理委託契約書の別表 4 に記載の「専用水道」の設備管理業務をマンション管理者が行うことができなくなるのではないですか。



## 回答

水道法第 24 条の三（業務の委託）に定める条件（例えば「受託水道業務技術管理者」の設置等）を満たしていれば、マンション管理者が業務を受託することは可能です。

【参考】水道法第 24 条の三（業務の委託）

第24条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第一項、第36条第二項並びに第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。